第五十五号

資産税NEWS!!

発行日：平成 30 年11月 1 日
～資産税耳より情報～

発　行　元：税理士法人　のぞみ　TEL:0263-32-4737　長野県松本市城西２－５－１２
相続手続そうだん室　TEL:0263-32-8600　http://nozomi-tax.jp/

改正民法　配偶者居住権について

高齢化社会への対応として、相続発生後残された配偶者の老後生活の経済的な安定のため、配偶者が長期にわたり安心して自宅に住み続けられる権利を保護する必要性が高まっています。そこで、民法（相続法）が 40 年ぶりに改正され、配偶者居住権が創設されることになりました。

配偶者居住権って何？

配偶者居住権とは、居住建物の使用のみを配偶者に認める権利です。したがって、配偶者は配偶者居住権を取得することによって、居住用不動産の所有権を相続しなくても自宅に住み続けることが可能となります。

配偶者居住権を取得するメリットは？

居住用不動産の所有権を相続するよりも居住権を取得する方が財産の評価額が小さくなることから、配偶者はその分多くの金融資産等を相続できる可能性があります。

※配偶者居住権の評価方法は、まだ確立されていません。

いつまで住み続けられるの？

基本的には配偶者が亡くなられるまで住み続けられます。遺産分割協議書または遺言で期間を定めた場合にはその期間が終了するまでとなります。

自宅の修繕の費用等はだれが負担するの？

通常の必要費は配偶者が負担します。災害等で大規模な修繕が必要となった場合は、所有権を有する人の負担となります。

配偶者と自宅を共有している場合も配偶者居住権は取得できるの？

取得できます。相続開始前から配偶者が被相続人とともに居住建物について共有持分を有していた場合や、相続により共有持分を取得した場合でも配偶者居住権は取得できます。しかし、被相続人が配偶者以外の者と自宅を共有していた場合には配偶者は配偶者居住権を取得することができません。